

【任意団体・Joint Agent Workshops and Symposium (JAWS) 運営推進組織・規約】

第1章：総則

第1条：本任意団体は、Joint Agent Workshops and Symposium運営推進組織（略称：JAWS 運営推進組織）と称する。

第2条：本団体は、自律エージェントおよびマルチエージェントシステムに関心を持ち、当該分野の発展と関連諸技術の普及に賛同する研究者、および技術者を支援すると共に、研究開発の活性化と発展向上に寄与する事を目的とする。

第3条：前条の目的を達成するため、本団体は以下の事業を行う。

- (1) シンポジウム・セミナー等の開催
- (2) コミュニティにおける研究開発動向や成果に関する情報発信
- (3) 国内外の学術団体や企業との連携のための渉外活動
- (4) 若手研究者の育成
- (5) 先進的研究分野の新規開拓・提案および異分野との交流
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章：組織

第4条：本団体には、事業の執行のための運営委員会を設置し、諸事案の審査、および合議による決議を行う。

第5条：運営委員会は、毎年1回、総会を開催する。

第6条：総会では、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) その他運営に関する重要事項

第3章：事務局

第7条：本団体は、事務局を東京都調布市調布ヶ丘1-5-1 電気通信大学大学院情報システム学専攻科社会情報システム学専攻内に設置する。

第8条：事務局は、運営委員会の指名により選任される事務局長1名、および事務局長が指名する同一組織の補佐員若干名から構成する。

第9条：事務局は、事務局長の統括の下、コミュニティの情報管理を行い、社会に向けた情報発信のための諸業務を実施する。

第10条：事務局は、本団体の資産を管理する。本団体の資産は以下の通りとする。

- (1) 事業に伴う収入
- (2) 資産から生ずる収入

(3) 寄付金品

(4) その他の収入

第11条：事務局は、総会において会計に関する報告義務を負う。

第12条：事務局は、臨時の支出に関しては、都度、運営委員会に諮るものとする。また臨時の収入

に関しても、都度、運営委員会に報告するものとする。

第13条：他組織からの問い合わせに対する窓口となり、運営委員会に報告する。ただし、交渉主体

は運営委員会とし、事務局は組織間の交渉を仲介しないものとする。

附則

(1) 本団体の設立当初の運営委員は、別表のとおりとする。

(2) 本規約は、平成22年10月27日より施行する。

2013年09月19日 一部改訂（ただし2014年02月01日より施行する）

以上